

## 工事請負事業者選定要綱<sup>(の)</sup>

昭和43年3月30日制定

改正	昭和46年	9月10日	公社要綱第5号	(い)	昭和47年	3月10日	公社要綱第1号	(ろ)
	昭和48年	3月12日	公社要綱第1号	(は)	昭和49年	5月15日	公社要綱第1号	(に)
	昭和52年	4月15日	公社要綱第1号	(ほ)	昭和52年	10月5日	公社要綱第6号	(へ)
	昭和55年	9月18日	公社要綱第8号	(と)	昭和58年	5月27日	公社要綱第6号	(ち)
	昭和60年	3月7日	公社要綱第1号	(り)	昭和62年	1月22日	公社要綱第1号	(ぬ)
	平成元年	3月31日	公社要綱第11号	(る)	平成2年	3月19日	公社要綱第3号	(を)
	平成4年	5月7日	公社要綱第2号	(わ)	平成11年	5月24日	公社要綱第15号	(か)
	平成11年	6月30日	公社要綱第19号	(よ)	平成15年	3月31日	公社要綱第7号	(た)
	平成16年	3月31日	公社要綱第6号	(れ)	平成17年	4月28日	公社要綱第12号	(そ)
	平成19年	3月20日	公社要綱第2号	(つ)	平成20年	5月30日	公社要綱第13号	(ね)
	平成21年	5月25日	公社要綱第22号	(な)	平成24年	3月30日	公社要綱第7号	(ら)
	平成25年	3月29日	公社要綱第12号	(む)	平成27年	3月31日	公社要綱第9号	(う)
	平成29年	1月26日	公社要綱第1号	(み)	令和7年	7月30日	公社要綱第14号	(の)

(目的)

**第1条** この要綱は、工事の請負に係る指名事業者の選定について、必要な事項を定めることを目的とする。<sup>(そ) (の)</sup>

(事業者の登録)

**第2条** 工事の請負を希望する事業者については、別に定めるところにより指名参加願を提出させ、その適格性を審査し、適格な者に関しては、入札参加資格者として登録する。<sup>(ち) (そ) (の)</sup>

(指名事業者の選定)

**第3条** 指名事業者は、登録事業者の中から次の各号により審査し、適格性を有すると判定された事業者について、別表に掲げる工事標準発注表の工事予定価格に対応する経営事項審査総合評定値（P点）を有するものうちから選定する。ただし、工事標準発注表に定めのない工事種別に属する発注工事にあつては、当該工事の施行能力を有すると認められる適格者の中から選定するものとする。<sup>(る) (か) (そ) (つ) (う) (の)</sup>

- 一 経営及び信用の状況
- 二 指名及び受注の状況<sup>(た) (ね)</sup>
- 三 既発注工事の施行成績<sup>(た)</sup>
- 四 発注工事施行についての技術的適性<sup>(た)</sup>
- 五 施行中の既発注工事の状況<sup>(た)</sup>
- 六 発注工事に対する地理的条件（指名参加登録している本社又は支店若しくは営業所の所在地等）<sup>(た)</sup>
- 七 官公庁工事又は民間工事の実績の有無又は受注状況<sup>(た)</sup>
- 八 発注工事の内容に適した専門性<sup>(た)</sup>

- 2 前項のうち、参加形態が建設共同企業体による入札案件で不調が発生した場合、2回目以降の入札においては、選定事業者を工事標準発注表の予定価格に対応する経営事項審査総合評定値（P点）を有する建設共同企業体又は単体とすることができる。（う）（の）
- 3 工事の難易度等により前2項に定める適格者による選定が困難なときは、契約担当者の決裁を得たうえで他の適格者を選定することができる。（る）（か）（れ）（つ）（う）
- （選定の優先）

**第4条** 次の各号の一に該当するものは、他の適格者に優先して選定することができる。

（り）（そ）

- 一 発注工事が、既発注工事又は公事業と関係のある官公庁工事若しくは民間工事（施行中のものに限る。以下「既発注工事等」という。）と関連し、かつ、同一業種の工事である場合の、既発注工事等の施行事業者（た）（の）
- 二 発注工事施行場所付近に指名参加登録している本社又は支店若しくは営業所を有する事業者（た）（の）
- 三 発注工事と同種の工事を専業とする事業者（た）（の）
- 四 既発注工事の施行成績が優秀な事業者（た）（の）
- （指名の制限）（た）

**第5条** 次の各号の一に該当する者は、指名することができない。（た）（そ）

- 一 不誠実な行為がある者（た）
- ア 東京都住宅供給公社競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外する期間中である者（た）（む）（の）
- イ 東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中である者（む）
- ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者（た）（む）
- エ 公社発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者（た）（む）
- オ アからエまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者（た）（む）
- 二 経営状況が著しく不健全である者（た）
- 三 同時期に別の発注工事に指名をしている者又は指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の数が少ない場合はこの限りでない。（た）
- 四 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員（た）
- 五 最近三年間における施行済既発注工事の施行成績が不良である者（た）
- 六 東京都において指名の制限（指名停止を含む。）、競争入札参加禁止又は排除措置の期間中である者（む）（う）

七 会社が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者<sup>(た)(む)</sup>

八 前各号のほか、第3条の各号に掲げる規定を調査した結果、指名することが不適切と認められる者<sup>(た)(そ)</sup>

九 その他理事長が特に必要と認めた者<sup>(む)</sup>

(調査等委託についての準用)

**第6条** 本要綱は、調査等の委託についても準用する。<sup>(る)(た)(そ)</sup>

(雑則)

**第7条** 事業者の指名にあたり、本要綱により難しい場合は、委員会の議を経て、理事長が定める。<sup>(る)(た)(そ)(の)</sup>

**附 則**<sup>(い)</sup>

この要綱は、昭和46年9月1日から適用する。

**附 則**<sup>(ろ)</sup>

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

**附 則**<sup>(は)</sup>

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

**附 則**<sup>(に)</sup>

この要綱は、昭和49年5月15日から適用する。

**附 則**<sup>(ほ)</sup>

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

**附 則**<sup>(へ)</sup>

この要綱は、昭和52年10月5日から適用する。

**附 則**<sup>(と)</sup>

この要綱は、昭和55年9月18日から施行する。

**附 則**<sup>(ち)</sup>

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

**附 則**<sup>(り)</sup>

この要綱は、昭和60年3月7日から施行する。

**附 則**<sup>(ぬ)</sup>

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

**附 則**<sup>(る)</sup>

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

**附 則**<sup>(を)</sup>

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**<sup>(わ)</sup>

この要綱は、平成4年6月1日から施行する。

**附 則** (か)

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の工事請負業者選定要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

**附 則** (よ)

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

**附 則** (た)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (れ)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (そ)

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

**附 則** (つ)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (ね)

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

**附 則** (な)

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

**附 則** (ら)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の工事請負業者選定要綱別表の1 建築業種の規定は平成24年1月1日から適用する。

**附 則** (む)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (う)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (み)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (の)

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）（を）（わ）（か）（よ）（た）（そ）（つ）（な）（ら）（う）（ゐ）

工事標準発注表

1 建築業種

予定価格(税込)5億円以上

予定価格（税込）	参加形態	経営事項審査総合評定値（P点）		
		代表者	第2構成員	第3構成員
30億円以上	建設共同 企業体	1,600点以上	1,300点以上	1,100点以上
18億円以上 30億円未満		1,400点以上	1,100点以上	
9億円以上 18億円未満		1,300点以上	900点以上	
5億円以上 9億円未満		1,000点以上	999点以下	

※各構成員は、上位の構成員の経営事項審査総合評定値（P点）を超えることができない。

※1回目の入札で不調が発生した場合、2回目以降の入札は、建設企業共同体及び単体による混合入札を行う。

予定価格(税込)5億円未満

予定価格（税込）	参加形態	経営事項審査総合評定値（P点）
2億円以上 5億円未満	単体	900点以上
1億3,000万円以上 2億円未満		800点以上 1,099点以下
8,000万円以上 1億3,000万円未満		750点以上 999点以下
5,000万円以上 8,000万円未満		700点以上 899点以下
3,500万円以上 5,000万円未満		650点以上 849点以下
2,000万円以上 3,500万円未満		600点以上 799点以下
1,600万円以上 2,000万円未満		749点以下
1,600万円未満		699点以下

2 土木業種

予定価格(税込)	参加形態	経営事項審査総合評定値(P点)	
1億円以上	単体	900点以上	
5,000万円以上 1億円未満		750点以上	999点以下
1,000万円以上 5,000万円未満		650点以上	899点以下
1,000万円未満		799点以下	

3 電気業種／管業種（風呂釜、給湯器、浴槽の改修工事を除く）

予定価格（税込）1億2,000万円以上

予定価格(税込)	参加形態	経営事項審査総合評定値(P点)		
		代表者	第2 構成員	第3 構成員
4億円 以上	建設共同 企業体	1,200点 以上	1,199点 以下	999点 以下
2億円 以上 4億円 未満		1,100点 以上	1,099点 以下	999点 以下
1億2,000万円 以上 2億円 未満		1,000点 以上	999点 以下	899点 以下

※第3構成員の経営事項審査総合評定値(P点)が、第2構成員の同評定値(P点)を超えることができない。

※1回目の入札で不調が発生した場合、2回目以降の入札は、建設企業共同体及び単体による混合入札を行う。

予定価格(税込)1億2,000万円未満

予定価格(税込)	参加形態	経営事項審査総合評定値(P点)	
5,000万円 以上 1億2,000万円 未満	単体	850点以上	
2,000万円 以上 5,000万円 未満		780点以上	999点以下
1,000万円 以上 2,000万円 未満		680点以上	849点以下
1,000万円未満		729点以下	

4 塗装業種

予定価格(税込)	参加形態	経営事項審査総合評定値(P点)	
5,000万円 以上	単体	850点以上	
2,000万円 以上		5,000万円 未満	650点以上 999点以下
1,000万円 以上		2,000万円 未満	600点以上 849点以下
1,000万円未満		699点以下	

5 防水業種

予定価格(税込)	参加形態	経営事項審査総合評定値(P点)	
5,000万円 以上	単体	800点以上	
2,000万円 以上		5,000万円 未満	650点以上 999点以下
1,000万円 以上		2,000万円 未満	600点以上 799点以下
1,000万円 未満		699点以下	